

砥部町入札心得

平成18年2月27日 制定

(入札の基本事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、砥部町契約規則、その他関係法令及び指名通知書に同封の設計図書、仕様書その他契約に必要な条件を熟知、承諾のうえ入札すること。

(入札の参加)

- 2 入札参加者は、町の指定した時刻及び場所に出席すること。入札時刻に遅れ、又は連絡がない場合は、棄権とみなす。

(入札辞退)

- 3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでの間はいつでも入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札前にあっては、入札辞退届(別記様式)を入札日の前日までに入札担当課に提出(郵送可)するものとする。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出する。

(3) 郵便入札にあっては、到着期日までに提出する。

(4) 入札を辞退した場合においても、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の方法)

- 5 入札参加者は、入札書(様式第5号)に入札金額(アラビア数字)及び必要事項を記載して、1回目のみ封かん(別紙封筒記入例参照)のうえ提出すること。(再度の入札の場合は同じ封筒を使用する。)なお、入札書に記入する金額は、課税、免税事業者を問わず見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税抜き)を記入すること。代理人により入札するときは、委任状を提出すること。

(入札書等の取扱)

- 6 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が談合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を知った場合には、入札書及び工事費内訳書等を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(入札書記載事項の変更)

- 7 入札書提出前に記載事項を訂正するときは、訂正個所に2線を引いたうえで上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印すること。なお、金額の訂正は一切認めない。

(入札書引換え等の禁止)

- 8 入札箱投函又は提出及び郵送された入札書は、いかなることがあっても引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札の中止等)

- 9 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期、停止、又は中止をすることがある。
- (1) 4に示す、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために協定した者があると認めたとき。
 - (2) 1回目の入札時において、入札辞退などにより参加者が1名であるとき。
 - (3) その他町長が必要と認めたとき。

(入札の無効)

- 10 次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効又は失格とする。失格の場合は、以後(再度入札)の入札には参加できない。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 入札に関する条件に違反した入札
 - (3) 入札者又はその代理人がした2通以上の入札
 - (4) 代理権限のない者がした入札
 - (5) 入札金額を訂正した入札
 - (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭であると認められる入札
 - (7) 明らかに談合等によると認められる入札
 - (8) 入札者の記名押印(登録使用印に限る。)のない入札又は金額その他記載事項が脱落し、若しくは不明りょうで確認できない入札
 - (9) 落札意思のない金額(前回の最低価格より高い金額)を記入した入札

- (10) 郵便入札において、委任状を同封しての代理人による入札
- (11) 郵便入札において、砥部町郵便入札実施要領に規定する郵送方法によらない入札
- (12) 郵便入札において、到着期限を過ぎて到着した入札
- (13) 郵便入札において、指定郵便局から差出人に返送された入札
- (14) 予定価格を事前公表した場合に予定価格を超える金額を記載した入札
- (15) 工事又は製造の請負の入札で、低入札価格調査基準価格を下回った入札のうち、低入札価格調査により、砥部町入札、契約審査委員会が適正な入札価格でないと判断した入札
- (16) 入札書の金額と砥部町低入札価格調査要領に規定する工事費内訳書の内容が異なる入札
- (17) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(入札者の禁止事項)

- 11 参加者は次に掲げる行為をしてはならない。場合によっては、入札を無効（失格）とし退場を命ずることがある。
 - (1) 入札中の無駄な私語、携帯電話（着信も含む。）を使用する行為
 - (2) 酒気を帯びての入室
 - (3) その他入札を妨害する行為

(落札者の決定)

- 12 落札者の決定は、次に掲げる入札者とする。
 - (1) 工事又は製造の請負については、予定価格以下で、かつ低入札価格調査基準価格を下回らない最低の価格をもって入札した者
 - (2) 基準価格を下回り、低入札価格調査により、砥部町入札、契約審査委員会が適正な入札価格であると判断した最低の価格をもって入札した者
 - (3) 財産の売払いについては、予定価格以上の最高の価格をもって入札した者
 - (4) その他の入札については、予定価格以下の最低の価格をもって入札した者
 - (5) 前各号に該当する入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。くじを引く者は、原則として入札参加者とする。

※前項第1号に規定する低入札価格調査基準価格を下回った入札があったときは、低入札価格調査のため、落札者の決定を保留するものとする。

(再度入札)

- 13 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行う。

(再入札)

- 14 初回の入札の状況から見て明らかに不調になると認められるとき及び再度の入札を行っても落札者がいないときは、入札を中止し再入札とする。この場合においては、設計図書の再検討を行い、その結果により指名業者の変更を行う場合がある。

(契約の締結)

- 15 落札者は、落札の申渡し又は落札の通知を受けた日から、5日以内（工事又は製造の請負契約にあっては7日以内）に契約担当者に契約の締結を申し出（契約書に記名押印うえ提出）なければならぬ。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を申し出ることができる。落札者が上記期間内に申し出ないときは、落札の効力を失うものとする。

(契約の保証)

- 16 落札者は、町長が特に必要がないと認める場合（契約書に記載）を除き、契約の締結と同時に契約書に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。

(異議の申立て)

- 17 落札者は、入札後この入札心得、設計図書及び仕様書等の不知及び不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日改正）

この心得は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月27日改正）

この心得は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月21日改正）

この心得は、改正の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日改正）

この心得は、改正の日から施行する。

附 則（令和元年9月17日改正）

この心得は、令和元年10月1日から施行する。

別紙

砥部町長

様

〇〇第〇号〇〇〇〇工事入札書在中

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

別記様式

入 札 辞 退 届

件名：

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

砥部町長

様

入 札 書

年 月 日

砥部町長 様

入 札 者 住 所
社 会 名
氏 名
(代理人

印)

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
--	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、 _____

この入札保証金 円
ただし、現金 円
有価証券 円

工事又は業務番号及び入札名を正確に記入すること。

上記のとおり砥部町契約規則を遵守し、契約条項を承認の上、入札いたします。